

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第31号	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和元年12月27日
条例第32号	さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和元年12月27日
条例第33号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和元年12月27日
条例第34号	さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例	高 校 教 育 課	令和元年12月27日
条例第35号	さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	生 活 福 祉 課	令和元年12月27日
条例第36号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	のびのび安心子育て課	令和元年12月27日
条例第37号	さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例及びさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	のびのび安心子育て課	令和元年12月27日
条例第38号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	保 育 課	令和元年12月27日
条例第39号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例	保 育 課	令和元年12月27日
条例第40号	さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例	文 化 振 興 課	令和元年12月27日
条例第41号	さいたま市産業振興ビジョン審議会条例の一部を改正する条例	経 済 政 策 課	令和元年12月27日
条例第42号	さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例	食肉中央卸売市場・と畜場	令和元年12月27日
条例第43号	さいたま市市営住宅条例及びさいたま市民住宅条例の一部を改正する条例	住 宅 政 策 課	令和元年12月27日
条例第44号	さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和元年12月27日

さいたま市条例第31号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市条例第32号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以

<p>期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第33号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舍その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額の合計額</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舍その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額の合計額</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払</p>

っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5（特定管理職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

別表第2アの表を次のように改める。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	603,400
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	604,400
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	611,400
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	612,400
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	613,400
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	614,400
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	615,400
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	616,400
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	617,400
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	618,400
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	619,400
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	620,400
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	621,400
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	622,400
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	623,400
	43	373,900	439,700	493,700	551,000	624,400
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	625,400

45	376,200	443,300	497,100	553,500	626,400
46	377,600	445,100	498,800	554,500	627,400
47	379,100	446,900	500,600	555,500	628,400
48	380,600	448,600	502,400	556,500	629,400
49	381,700	450,400	504,000	557,500	630,400
50	382,700	452,100	505,300	558,400	631,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	632,400
52	384,500	455,700	507,900	560,200	633,400
53	385,400	457,600	508,900	561,000	634,400
54	386,300	458,800	510,200	561,900	635,400
55	387,000	460,000	511,500	562,800	636,400
56	387,900	461,200	512,800	563,700	637,400
57	388,600	462,400	513,800	564,600	638,400
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700	576,100	
71		472,700	525,600	577,000	
72		473,400	526,500	577,900	
73		473,800	527,300	578,800	
74		474,400	528,200	579,700	
75		475,100	529,100	580,600	
76		475,800	529,800	581,500	
77		476,200	530,600	582,400	
78		476,800	531,500	583,300	
79		477,400	532,400	584,200	
80		477,900	533,300	585,100	
81		478,500	534,100	586,000	
82		479,000	535,000	586,900	
83		479,500	535,900	587,800	
84		480,000	536,800	588,700	
85		480,400	537,600	589,600	
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000	542,000		
91		483,600	542,900		
92		484,000	543,800		

	93		484,500	544,600		
	94		485,100	545,500		
	95		485,700	546,400		
	96		486,300	547,300		
	97		486,800	548,100		
	98			549,000		
	99			549,900		
	100			550,800		
	101			551,600		
	102			552,500		
	103			553,400		
	104			554,300		
	105			555,100		
	106			556,000		
	107			556,900		
	108			557,800		
	109			558,600		
	110			559,500		
	111			560,400		
	112			561,300		
	113			562,100		
	114			563,000		
	115			563,900		
	116			564,800		
	117			565,600		
再任用 職員		295,700	338,500	393,000	465,400	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額
号給	給料月額				
号給	給料月額				

	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規

定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第14条の改正並びに第2条及び第4条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定及び第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第7条第1項の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第30条第2項の規定及び改正後の任期付職員給与条例第9条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 令和2年3月31日において第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、同日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与条例第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 改正後の給与条例第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- (委任)
- 6 附則第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第34号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
別表（第2条関係） [略] 高等学校	別表（第2条関係） [略] 高等学校														
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市立大宮北 高等学校</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]	[略]	さいたま市立大宮北 高等学校	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市立大宮北 高等学校</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市立大宮西 高等学校</td><td>さいたま市大宮区三橋 4丁目96番地</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]	[略]	さいたま市立大宮北 高等学校	[略]	さいたま市立大宮西 高等学校	さいたま市大宮区三橋 4丁目96番地
名 称	位 置														
[略]	[略]														
さいたま市立大宮北 高等学校	[略]														
名 称	位 置														
[略]	[略]														
さいたま市立大宮北 高等学校	[略]														
さいたま市立大宮西 高等学校	さいたま市大宮区三橋 4丁目96番地														
[略]	[略]														

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第35号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する
条例

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成25年さいたま市条例第38号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

第1節 無料低額宿泊所の範囲（第3条）

第2節 基本方針（第4条）

第3節 設備及び運営に関する基準（第5条—第33条）

第4節 入居定員が2人以上4人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設への準用（第34条）

第3章 被保護者等住居・生活サービス提供事業に関する規制（第35条—第44条）

第4章 雑則（第45条—第47条）

第5章 罰則（第48条・第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第68条の5第1項の規定に基づき無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、市内で行われる被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要な規制を行うことにより、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者の業務の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇の改善及び自立の支援を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所

その他の施設を利用させる事業（以下「無料低額宿泊事業」という。）を行う施設をいう。

2 この条例において「被保護者等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）、同法第24条第1項の規定により保護の開始を申請している者その他の生計困難者をいう。

3 この条例において「被保護者等住居・生活サービス提供事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、法令によりその開始につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている事業（無料低額宿泊事業を除く。）、法令によりその設置につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている施設に係る事業その他これらに類する事業を除く。

(1) 無料低額宿泊事業

(2) 入居定員が2人以上4人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設（第12条第1項に規定するサテライト型住居を除く。）において前号の事業と同様のサービスを提供する事業

4 この条例において「事業者」とは、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

5 この条例において「住居・生活サービス提供契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活サービス提供事業に係る契約をいう。

第2章 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

第1節 無料低額宿泊所の範囲

（無料低額宿泊所の範囲）

第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次の各号のいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を

含む。)

イ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2節 基本方針

(基本方針)

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3節 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第7条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）を、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第22条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第8条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市長

に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第10条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第12条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下
4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第21条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第13条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第14条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第15条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたくない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第16条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居室使用料
 - (3) 共益費
 - (4) 光熱水費
 - (5) 日用品費
 - (6) 基本サービス費
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - (2) 居室使用料
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
 - ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
 - イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第20条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第21条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第22条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第23条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第24条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第25条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第26条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第27条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による

金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見人制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第15条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告することができる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第28条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第30条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第31条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第33条 第13条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第4節 入居定員が2人以上4人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設への準用

(入居定員が2人以上4人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設への準用)

第34条 この章の規定(第11条、第12条、第14条第2項、第17条第1項第7号及び第2項第7号、第31条第5項並びに前条の規定を除く。)は、第2条第3項第2号に掲げる事業を行う施設に準用する。

2 前項の施設の設置者は、同項において準用する規定を遵守しなければならない。

第3章 被保護者等住居・生活サービス提供事業に関する規制

(被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始等の届出)

第35条 事業者(法第22条に規定する社会福祉法人に限る。以下この項において同じ。)は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始したときは、当該被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 施設の名称

(2) 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況

(3) 定款その他の基本約款

(4) 建物その他の設備の規模及び構造

(5) 事業開始の年月日

(6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

(7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 社会福祉法人以外の事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始しようとするときは、その事業の開始前に、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした事業者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 第2項の規定による届出をした事業者は、第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第2項の規定による届出をした事業者は、第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 第1項又は第2項の規定による届出をした事業者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設の管理者)

第36条 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設に専任の管理者を置かなければならない。

(住居・生活サービス提供契約の締結時の書面の交付)

第37条 事業者は、住居・生活サービス提供契約を締結したときは、当該住居・生活サービス提供契約の相手方である被保護者等に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 事業者が提供する福祉サービスの内容
- (3) 当該福祉サービスの提供につき被保護者等が支払うべき額に関する事項
- (4) 当該福祉サービスの提供開始年月日
- (5) 当該福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

(災害予防のための措置)

第38条 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設内にある被保護者等の生命、身体及び財産を地震、火災その他の災害から保護し、並びにこれらの災害による被害を軽減するために必要な措置を講じなければならない。

(被保護者等の虐待防止)

第39条 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うに当たっては、被保護者等の権利利益を侵害することがないように、被保護者等に対する身体的虐待（被保護者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいう。）、心理的虐待（被保護者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その

他の被保護者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。) 、経済的虐待(被保護者等の財産を不当に処分することその他当該被保護者等から不当に財産上の利益を得ることをいう。) その他の虐待の防止に関する取組を推進しなければならない。

(指導及び助言)

第40条 市長は、事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第41条 市長は、第2条第3項第1号に掲げる事業を行う施設が第2章の規定(第34条の規定を除く。) に適合しないと認められるに至ったとき又は同項第2号に掲げる事業を行う施設が第34条第1項において準用する規定に適合しないと認められるに至ったときは、その事業者に対し、当該規定に適合するために必要な措置を採るべき旨を命じることができる。

(事業の停止等)

第42条 市長は、事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命じることができる。

2 市長は、事業者が第45条第1項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくはこれらを忌避したときは、その事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命じることができる。

(勧告及び命令)

第43条 市長は、事業者が第35条及び第37条から第39条までの規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、住居・生活サービス提供契約の適正な履行その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。

(公表)

第44条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた事業者が当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(報告徴収、立入検査等)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第46条 第35条から第37条まで、第41条、第42条、第48条及び第49条の規定は、法第68条の2の規定による届出をした事業者が行う無料低額宿泊事業については、適用しない。

(委任)

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第48条 第42条に規定する制限又は停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第13条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項又はこの条例による改正前のさいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第1項の規定による届出がなされている被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行う施設が、平成27年10月31日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年11月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第13条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、その事業の用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、4.5平方メートル以上であること。
- (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第13条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (4) 第13条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
- (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。

(6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第13条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

4 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

(被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始等の届出に係る経過措置)

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第3条第1項の規定による届出をしている事業者は、この条例の施行の日から1月以内に、この条例による改正後のさいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第35条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

さいたま市条例第36号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第27条 [略] 2・3 [略] 4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（<u>短期大学を除く。</u>）をいう。第52条第2項第6号、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。）<u>において</u>、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（第90条第3項において同じ。）であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(設備の基準)</p> <p>第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u> ア <u>耐火建築物</u>（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。</p>	<p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第27条 [略] 2・3 [略] 4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学をいう。第52条第2項第6号エ、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。）<u>の学部で</u>、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて専門職大学（同法の規定による専門職大学をいう。以下同じ。）の前期課程を修了した者を含む。</u>第90条第3項において同じ。）であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">(設備の基準)</p> <p>第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次のイからクまでの要件に該当するものであること。</u> ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（<u>同</u></p>

）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ～ク [略]

(職員)

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定による大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）への入学が認められた者

ウ・エ [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6)～(8) [略]

(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、

号口に該当するものを除く。）であること。

イ～ク [略]

(職員)

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの

ア 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定による大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）への入学が認められた者

ウ・エ [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6)～(8) [略]

(9) 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有

中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(職員)

第90条 [略]

2 [略]

3 心理療法担当職員は、大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) [略]

(8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(職員)

第90条 [略]

2 [略]

3 心理療法担当職員は、大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) [略]

(8) 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第37号

さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例及びさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(施設設備の基準)</p> <p>第6条 [略] 2～6 [略] 7 第5項の規定にかかわらず、既存施設が保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、第3項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第20条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条第7号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。 8～13 [略]</p> <p style="text-align: center;">(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第20条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条、第11条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用</p>	<p style="text-align: center;">(施設設備の基準)</p> <p>第6条 [略] 2～6 [略] 7 第5項の規定にかかわらず、既存施設が保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、第3項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第20条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。 8～13 [略]</p> <p style="text-align: center;">(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第20条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条、第11条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用</p>

する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第44条 第7号ア	耐火建築物（ <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）</u> ）	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（既存施設（幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、耐火建築物又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。））（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）</u>
[略]		

2 [略]

する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第44条 第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（ <u>同号ロに該当するものを除く。）</u> ）	耐火建築物（既存施設（幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（ <u>同号ロに該当するものを除く。）</u> ）
[略]		

2 [略]

（さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）第44条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において読み替えて準用する同条例第44条第7号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第44条第7号ア</td> <td style="width: 55%;">耐火建築物（<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）</u></td> <td style="width: 30%;"><u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]			第44条第7号ア	耐火建築物（ <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）</u>	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物</u>	[略]			<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）第44条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において準用する同条例第44条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第44条第7号ア</td> <td style="width: 55%;">耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（<u>同号ロに該当するものを除く。</u>）</td> <td style="width: 30%;">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]			第44条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（ <u>同号ロに該当するものを除く。</u> ）	耐火建築物	[略]		
[略]																			
第44条第7号ア	耐火建築物（ <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）</u>	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物</u>																	
[略]																			
[略]																			
第44条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（ <u>同号ロに該当するものを除く。</u> ）	耐火建築物																	
[略]																			
2 [略]	2 [略]																		

附 則

1～3 [略]

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

5～7 [略]

附 則

1～3 [略]

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

5～7 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中附則第4項の改正は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第38号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(平成26年さいたま市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。<u>以下同じ。</u>)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第2</p>	<p style="text-align: center;">(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。<u>以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。</u>)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第2</p>

7条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）

7条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ⑧中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）

）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な

第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な

方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第39号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 尾間木保育園	さいたま市緑区 <u>大字中尾973</u> <u>番地2</u>	[略]	さいたま市立 尾間木保育園	さいたま市緑区 <u>大字中尾143</u> <u>2番地5</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和2年3月23日から施行する。

さいたま市条例第40号

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例

(さいたま市文化会館条例の一部改正)

第1条 さいたま市文化会館条例（平成13年さいたま市条例第220号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市文化センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(利用時間)</p> <p>第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、<u>駐車場の利用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用の日数及び時間)</p> <p>第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>	名 称	位 置	さいたま市文化センター	[略]	[略]		<p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市文化センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市民会館うらわ</td> <td style="text-align: center;">さいたま市浦和区仲町2丁目10番22号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(利用時間)</p> <p>第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、<u>次の各号に掲げる施設については、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>展示室（さいたま市民会館うらわ（以下「市民会館うらわ」という。）の展示室に限る。）</u> <u>午前9時から午後6時まで</u></p> <p>(2) <u>駐車場 午前8時30分から午後10時まで</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用の日数及び時間)</p> <p>第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市民会館うらわ</u> <u>ア ホール、楽屋、集会室及びコンサート室</u> <u>5日間</u></p>	名 称	位 置	さいたま市文化センター	[略]	さいたま市民会館うらわ	さいたま市浦和区仲町2丁目10番22号	[略]	
名 称	位 置														
さいたま市文化センター	[略]														
[略]															
名 称	位 置														
さいたま市文化センター	[略]														
さいたま市民会館うらわ	さいたま市浦和区仲町2丁目10番22号														
[略]															

<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第12条、第17条関係）</p> <p>1 [略]</p>	<p>イ 展示室 7日間</p> <p>ウ 結婚式場 30分間</p> <p>エ 披露宴場 2時間</p> <p>オ 駐車場 1日間</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第12条、第17条関係）</p> <p>1 [略]</p>
--	---

別表中2 市民会館うらわの利用料金の表を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第12条、第17条関係） <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] 備考 1～7 [略] 8 市民会館いわつきの結婚式場等の利用において、 <u>新郎・新婦</u> の両者が市外居住者である場合の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。 9 [略]	別表（第12条、第17条関係） <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] 備考 1～7 [略] 8 <u>市民会館うらわ及び市民会館いわつきの結婚式場等</u> の利用において、 <u>新郎、新婦</u> の両者が市外居住者である場合の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。 9 [略]

第2条 さいたま市文化会館条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市民会館 おおみや</td> <td>さいたま市大宮区大門 町2丁目118番地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (業務) 第3条 会館は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) <u>文化芸術の鑑賞機会の提供に関すること。</u>	名 称	位 置	[略]		さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区大門 町2丁目118番地	[略]		(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市民会館 おおみや</td> <td>さいたま市大宮区<u>下町</u> 3丁目47番地<u>8</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (業務) 第3条 会館は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略]	名 称	位 置	[略]		さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区 <u>下町</u> 3丁目47番地 <u>8</u>	[略]	
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区大門 町2丁目118番地																
[略]																	
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区 <u>下町</u> 3丁目47番地 <u>8</u>																
[略]																	

(3) 文化芸術に関する情報の収集及び発信に関すること。

(4) 文化芸術活動を行う人材の育成に関すること。

(5) 文化芸術活動をはじめとする交流の機会の提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 さいたま市民会館おおみや（以下「市民会館おおみや」という。）は、前項に規定する業務のほか、市民相互の交流の促進に関する業務を行う。

(利用時間)

第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、駐車場の利用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。

(1) さいたま市文化センター（以下「文化センター」という。）及びさいたま市民会館いわつき（以下「市民会館いわつき」という。） 午前9時から午後9時30分まで

(2) 市民会館おおみや 午前9時から午後10時まで

2 [略]

(利用の日数及び時間)

第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。

(1) 文化センター

ア～エ [略]

(2) 市民会館おおみや

ア 大ホール、小ホール、大ホール楽屋、小ホール楽屋、集会室、主催者控室（集会室用）、リハーサルルーム、レクリエーションルーム、スタジオ及び和室 5日間

イ 展示室 15日間

(3) 市民会館いわつき

ア～ウ [略]

2・3 [略]

(利用料金)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

(2) 前号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用時間)

第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、駐車場の利用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。

2 [略]

(利用の日数及び時間)

第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。

(1) さいたま市文化センター（以下「文化センター」という。）

ア～エ [略]

(2) さいたま市民会館おおみや（以下「市民会館おおみや」という。）の施設等 5日間

(3) さいたま市民会館いわつき（以下「市民会館いわつき」という。）

ア～ウ [略]

2・3 [略]

(利用料金)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

<p>2～4 [略]</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第12条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、<u>第12条第1項、第12条の2及び第13条の規定を準用する。この場合において、第12条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、第12条第1項及び第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条の2及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の2中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表(第12条、第17条関係)</p> <p>1 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、第12条第1項及び第13条の規定を準用する。この場合において、第12条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条本文中「<u>利用料金</u>」とあるのは「<u>使用料</u>」と、<u>同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表(第12条、第17条関係)</p> <p>1 [略]</p>
--	---

別表中2 市民会館おおみやの利用料金の表を次のように改める。

2 市民会館おおみやの利用料金

ア ホール等の利用料金

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 10時	午前9時～午後 10時
大ホール	平日		31,500円	62,800円	75,700円	170,000円
	土曜日・日曜日 ・休日		42,500円	84,600円	102,000円	229,100円
小ホール	平日		9,700円	19,300円	23,300円	52,300円
	土曜日・日曜日 ・休日		13,100円	26,000円	31,300円	70,400円
大ホール楽屋1			1,280円	1,710円	1,710円	4,700円
大ホール楽屋2			1,280円	1,710円	1,710円	4,700円
大ホール楽屋3			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
大ホール楽屋4			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
大ホール楽屋5			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
大ホール楽屋6			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
小ホール楽屋1			500円	670円	670円	1,840円
小ホール楽屋2			1,010円	1,350円	1,350円	3,710円
小ホール楽屋3			1,010円	1,350円	1,350円	3,710円

イ 集会室等の利用料金

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 10時	午前9時～午後 10時
集会室1			4,750円	10,560円	10,560円	25,870円
集会室2			650円	1,170円	1,170円	2,990円
集会室3			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室4			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室5			650円	1,170円	1,170円	2,990円
集会室6			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室7			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室8			2,450円	5,460円	5,460円	13,370円
集会室9			2,100円	4,680円	4,680円	11,460円
集会室10			1,350円	3,000円	3,000円	7,350円
主催者控室（集会室用）			350円	640円	640円	1,630円
リハーサルルーム			4,650円	6,590円	6,590円	17,830円
レクリエーションルーム			2,730円	3,870円	3,870円	10,470円
スタジオ1			1,530円	2,170円	2,170円	5,870円
スタジオ2			1,100円	1,560円	1,560円	4,220円
スタジオ3			980円	1,390円	1,390円	3,760円
スタジオ4			430円	620円	620円	1,670円
スタジオ5			430円	620円	620円	1,670円
スタジオ6			430円	620円	620円	1,670円
和室			1,570円	2,450円	2,450円	6,470円
展示室1			全日 7,300円			
展示室2			全日 7,300円			
展示室3			全日 7,300円			

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第12条、第17条関係）	別表（第12条、第17条関係）
3 [略]	3 [略]
備考	備考
1・2 [略]	1・2 [略]
3 <u>市内</u> に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金（駐車場及び附属設備の利用料金を除く。）の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。	3 <u>さいたま市</u> に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用場合の利用料金は、規定の利用料金（駐車場及び附属設備の利用料金を除く。）の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
4 <u>文化センター又は市民会館いわつきのホール</u> の利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び附属設備等に係る利用料金を除く。）の額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)～(5) [略]	4 ホールの利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)～(5) [略]
5 <u>文化センター又は市民会館いわつきの施設（ホールを除く。）</u> の利用者が入場料を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（附属設備等に係る利用料金を除く。）の額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)・(2) [略]	5 <u>ホール以外の施設</u> において、利用者が入場料を徴収場合の利用料金には、規定の利用料金（附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)・(2) [略]
6 <u>市民会館おおみやの施設の利用者が、入場料を徴収し、その最高の額が1人1回につき2,000円以上の場合又は営利その他これに類する目的で使用する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び主催者控室（集會室用）並びに附属設備等の利用料金を除く。）の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。</u>	
7 <u>準備又は練習のため施設等</u> を利用する場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあつては、Bの項の利用料金を適用する。	6 <u>準備又は練習のため施設等</u> を利用場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金に100分の70を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあつては、Bの項の利用料金を適用する。
8 [略]	7 [略]
9 <u>市民会館おおみやの大ホールの1階席のみ</u> を利用場合の利用料金は、規定の利用料	

金の額（第3項に該当する場合は、加算後の
利用料金の額）に100分の70を乗じて得
た額とする。

10 [略]

11 [略]

8 [略]

9 [略]

附 則

この条例中、第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

さいたま市条例第41号

さいたま市産業振興ビジョン審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市産業振興ビジョン審議会条例（平成25年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>15</u> 人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)・(2) [略] (3) <u>公募による市民</u> (4) [略]	(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>10</u> 人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)・(2) [略] (3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(さいたま市雇用対策推進計画審議会条例の廃止)
- 2 さいたま市雇用対策推進計画審議会条例（平成25年さいたま市条例第30号）は、廃止する。
(さいたま市観光振興ビジョン審議会条例の廃止)
- 3 さいたま市観光振興ビジョン審議会条例（平成25年さいたま市条例第31号）は、廃止する。
(さいたま市国際化推進基本計画審議会条例の廃止)
- 4 さいたま市国際化推進基本計画審議会条例（平成25年さいたま市条例第32号）は、廃止する。

さいたま市条例第42号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第5条の2</u>）</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 <u>市場運営取引委員会</u>（第76条—第82条）</p> <p>第8章 補則（<u>第83条—第88条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この業務規程は、さいたま市食肉中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）<u>第4条第4項</u>に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（開場の時間）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>卸売業者（法第2条第4項に規定する卸売業者であって、第6条の2の規定による許可を受けて市場において卸売の業務を行うものをいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。</u></p> <p><u>（開設者の責務）</u></p> <p>第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第5条</u>）</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 <u>市場運営協議会</u>（第76条—第82条）</p> <p><u>第8章 市場取引委員会</u>（第83条—第87条）</p> <p><u>第9章 補則</u>（<u>第88条—第93条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この業務規程は、さいたま市食肉中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）<u>第9条第2項</u>に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（開場の時間）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>卸売業者（法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。</u></p>

売業者、出荷者、売買参加者（第22条第1項の規定による承認を受けて、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 [略]

（卸売業務の許可）

第6条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第6条の3 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 前条の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

（許可の基準）

第6条の4 市長は、第6条の2の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、第6条の7又は第75条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
 - ウ 第6条の7又は第75条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
- (4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるとき。
- (5) 申請者の純資産額が別に定める純資産基準額

第2章 [略]

未満であるとき。

(6) 第7条に規定する卸売業者の数を、その許可をすることによって超えることとなるとき。

(純資産額が不足する場合の措置)

第6条の5 市長は、卸売業者の純資産額が、前条第5号の純資産基準額未満であることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から別に定めるところによりその純資産額が同項の純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、速やかに当該処分を取り消さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による処分をした場合において、当該処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該申出を相当と認めることができないときは、当該期間の経過後遅滞なく、第6条の2の許可を取り消さなければならない。

(名称変更等の届出)

第6条の6 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第6条の2の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第6条の2の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。

(3) 第6条の3第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(許可の取消し)

第6条の7 市長は、卸売業者が第6条の4第1項第3号アからウまでのいずれかに規定する者に該当することとなったときは、第6条の2の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条の2の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における卸売の業務を休止したとき。

(事業の譲渡等)

第6条の8 卸売業者が卸売の業務に係る事業の譲

渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務に係る事業を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併より設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の規定による地位の承継は、被承継人である卸売業者が第63条第1項の指定を受けて使用していた市場施設の使用を認められたものと解してはならない。

4 第6条の4の規定は、第1項及び第2項の認可について準用する。

（事業年度）

第6条の9 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。

（事業報告書の作成）

第6条の10 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第7条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

（保証金の預託）

第9条 卸売業者は、第6条の2の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。

2 [略]

（保証金の充当）

第12条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

（保証金の預託）

第9条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。

2 [略]

（保証金の充当）

第12条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売

(せり人の登録)

第15条 [略]

2～4 [略]

5 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

6・7 [略]

(仲卸業者を置かない市場)

第21条 仲卸業者（法第2条第5項に規定する仲卸業者をいう。）は、置かないものとする。

(売買参加者の承認)

第22条 [略]

2・3 [略]

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(2)～(4) [略]

(名称変更等の届出)

第23条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(許可の基準)

第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業

の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第9条第1項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。

(せり人の登録)

第15条 [略]

2～4 [略]

5 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)～(5) [略]

6・7 [略]

(仲卸業者を置かない市場)

第21条 仲卸業者（法第33条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。）は、置かないものとする。

(売買参加者の承認)

第22条 [略]

2・3 [略]

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2)～(4) [略]

(名称変更等の届出)

第23条 前条第1項の承認を受けた者（以下「売買参加者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(許可の基準)

第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業

務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)・(4) [略]

2 [略]

(売買取引の方法)

第32条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) [略]

(2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号に掲げる物品については、次の各号のいずれかに該当する場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1)~(7) [略]

3 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品については、次の各号のいずれかに該当する場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1)・(2) [略]

4 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法をインターネットの利用その他

務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)・(4) [略]

2 [略]

(売買取引の方法)

第32条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) [略]

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1)~(7) [略]

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号のいずれかに該当する場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1)・(2) [略]

4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第83条に規定する市場取引委員会（以下この章において「委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内の卸売場に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所におけ

の適切な方法で公表しなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第36条 卸売業者は、市内において第6条の2の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、第76条に規定する市場運営取引委員会（以下この章において「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第37条 [略]

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条各号に規定する正当な理由がある場合でなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア・イ [略]

ウ 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

る掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第36条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下単に「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 市長は、第1項の承認をしようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第37条 [略]

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第44条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア・イ [略]

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1項の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をするとき。

(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ委員会の意見を聴いて市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

ア 牛及び豚の部分肉（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。）、
輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉（その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。）並びに鳥肉
イ 加工食料品

2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申出者の名称

(2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称

(3) その場所に置く物品の種類

3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする

る卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目

(3) 取引方法

(4) 当該取引方法による卸売の数量の上限

(5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項

(6) 実施期間

(7) 当該取引に参加する売買参加者の氏名又は名称

(8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法

(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 当該取引に参加する機会が、市場の売買参加者に与えられること。

(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。

ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（品種及び部位を含む。）、出荷者の氏名又は名称（加工者を経て出荷者から出荷される場合には、当該加工者の氏名又は名称を含む。）、卸売の数量、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるもの

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち市長が規則で定めるもの

(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。

(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なるものであること。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

第41条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、第6条の2の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

第41条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、法第15条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第42条 卸売業者は、市場において第6条の2の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(受託契約約款)

第44条 [略]

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、第6条の2の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) 第38条第1項ただし書、第49条第3項又は第83条の規定による場合に関する事項

(13)～(16) [略]

4 [略]

(受託契約約款の公表)

第45条 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、品種、性別、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第42条 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(受託契約約款)

第44条 [略]

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) 第38条第1項ただし書、第49条第3項又は第88条の規定による場合に関する事項

(13)～(16) [略]

4 [略]

(受託契約約款の掲示)

第45条 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品(第40条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。本条において同じ。)を除く。)の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、品種、性別、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、品種、性別、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の相手方の明示及び引取り)

第49条 [略]

2・3 [略]

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。）及び地方消費税額（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。

(卸売予定数量等の報告)

第52条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、規則で定める時刻までに、次に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に消費税額及

売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の相手方の明示及び引取り)

第49条 [略]

2・3 [略]

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその100分の10に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。

(卸売予定数量等の報告)

第52条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、規則で定める時刻までに、次に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]
- (4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]
- (4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100

び地方消費税額を加えた金額をいう。以下同じ。
)を市長に報告しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第53条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]

3 卸売業者は、毎月10日までに、前月中に受領した委託手数料等の種類ごとの受領額及び同月中に奨励金その他の販売代金以外の金銭を出荷者又は買受人に交付した場合にあっては、その種類ごとの交付額をインターネットその他の適切な方法で公表しなければならない。

(取引条件の公表)

第53条の2 卸売業者は、市場における取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 取引に係る物品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の物品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額
- (5) 物品の卸売に係る販売代金の支払の期日及び方法
- (6) 取引に関して奨励金その他の販売代金以外の金銭を出荷者又は買受人に交付する場合には、

分の10に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第53条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]
- (4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
- (3) [略]
- (4) 第40条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

その種類、内容、交付の基準及び額

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第54条 市長は、卸売業者から第52条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法で公表するものとする。

2 [略]

(仕切り及び送金)

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書の送付又は売買仕切金の支払いについて委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額の合計額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額の合計額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付し、並びに売買仕切金を規則で定める方法により支払わなければならない。

2 [略]

(仕切り及び送金に関する特約)

第56条 卸売業者は、売買仕切書の送付又は売買仕切金の支払いについて委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

(1)~(4) [略]

(委託手数料の率)

第57条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に料率を乗じ、更に100分の110を乗じて得た金額とする。）の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第54条 市長は、卸売業者から第52条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の卸売場に掲示するものとする。

2 [略]

(仕切り及び送金)

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

2 [略]

(仕切り及び送金に関する特約)

第56条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

(1)~(4) [略]

(委託手数料の率)

第57条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売金額に料率を乗じて得た金額とする。）の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

変更しようとする場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命じることができる。

(出荷奨励金の交付)

第58条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

- 2 前項の出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ市長に提出しなければならない。
(1)～(6) [略]

(買受代金の即時支払義務)

第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。）を規則で定める方法により支払わなければならない。

- 2・3 [略]

(完納奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

- 2 前項の完納奨励金を交付しようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ市長に提出しなければならない。
(1)～(3) [略]

2 卸売業者は、前項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

(出荷奨励金の交付)

第58条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(買受代金の即時支払義務)

第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の10に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

- 2・3 [略]

(完納奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

- 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認

(使用料等)

第70条 [略]

2 使用料は、別表第3の金額の範囲内において規則で定める。

3・4 [略]

第6章 [略]

(指導及び助言)

第73条 市長は、卸売業者、出荷者、売買参加者、関連事業者その他の市場において取引を行う者（以下「卸売業者等」という。）に対して、業務規程に定められている遵守事項を遵守させるために必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び検査)

第73条の2 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者等に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提供を求め、又はその職員に、卸売業者等の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 [略]

(改善措置命令)

第74条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者等に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(監督処分)

第75条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条の2の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業

められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(使用料等)

第70条 [略]

2 使用料は、別表第4の金額の範囲内において規則で定める。

3・4 [略]

第6章 [略]

(報告及び検査)

第73条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提供を求め、又はその職員に、卸売業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 [略]

(改善措置命令)

第74条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第75条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命

務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

3～5 [略]

第7章 市場運営取引委員会

(市場運営取引委員会の設置)

第76条 市場の経営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、さいたま市市場運営取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第77条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

(1)・(2) [略]

(3) 市場における売買取引に関し必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 委員会は、この業務規程の変更に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第78条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) [略]

(2) 卸売業者、売買参加者その他の利害関係者

(3) 学識経験を有する者

2 [略]

(会長)

第80条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 [略]

(会議)

第81条 委員会の会議は、会長が招集し、その議

ずることができる。

2 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

3～5 [略]

第7章 市場運営協議会

(市場運営協議会の設置)

第76条 法第13条の規定に基づき、市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、さいたま市市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第77条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第78条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) [略]

(2) 関係行政機関の職員

2 [略]

(会長)

第80条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 [略]

(会議)

第81条 協議会は、会長がこれを招集する。

長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第82条 委員会の庶務は、経済局において処理する。

第8章 [略]

第83条 [略]

第84条 [略]

第85条 [略]

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第82条 協議会の庶務は、経済局において処理する。

第8章 市場取引委員会

(市場取引委員会の設置)

第83条 法第13条の2の規定に基づき、市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、さいたま市市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第84条 委員会は、この業務規程の変更（法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。）及び第32条第1項第2号の規則で定める割合に関し、市長に意見を述べることができる。

2 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(運営)

第85条 会長は、卸売業者、売買参加者等から発議があれば、速やかに委員会を開催するものとする。

(組織)

第86条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、卸売業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、非常勤とする。

(準用規定)

第87条 第79条から第82条までの規定は、委員会について準用する。

第9章 [略]

第88条 [略]

第89条 [略]

第90条 [略]

第86条 [略]

第87条 [略]

第88条 [略]

別表第2 (第32条関係)

別表第1に掲げる物品以外のもの

別表第3 (第70条関係)

市場使用料

卸売業者市場 使用料	せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に1000分の3を乗じ、更に100分の110乗じて得た金額
[略]	

備考 [略]

第91条 [略]

第92条 [略]

第93条 [略]

別表第2 (第32条関係)

該当なし

別表第3 (第32条関係)

別表第1及び別表第2に掲げる物品以外のもの

別表第4 (第70条関係)

市場使用料

卸売業者市場 使用料	卸売金額の1000分の3
[略]	

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第49条第4項及び第52条第3項の改正、第55条第1項の改正（「の100分の10に相当する金額」を「に係る消費税額及び地方消費税額の合計額」に改める部分に限る。）、第57条第1項の改正並びに第59条第1項の改正（「その100分の10に相当する額」を「消費税額及び地方消費税額」に改める部分に限る。）並びに別表第4の改正（「卸売金額の1000分の3」を「せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に1000分の3を乗じ、更に100分の110乗じて得た金額」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けて、さいたま市食肉中央卸売市場において卸売の業務を行っている者は、この条例による改正後のさいた

ま市食肉中央卸売市場業務規程（以下「改正後の条例」という。）第6条の2の許可を受けたものとみなす。

- 3 前項の場合において、この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第58条第1項又は第61条第1項の規定による市長の承認を受けている者は、それぞれ改正後の条例第58条第2項又は第61条第2項に規定する届出書を提出したものとみなす。
- 5 市長は、改正後の条例第6条の2若しくは第25条第1項の許可又は第15条第1項の登録の申請があった場合において、申請者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの（以下「旧法による罰金の適用を受けたもの」という。）であるとき（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員のうち旧法による罰金の適用を受けたものがあるときを含む。）は、改正後の条例第6条の4、第15条第5項及び第26条第1項の規定にかかわらず、当該許可又は登録をしてはならない。
- 6 施行日前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に改正前の条例第78条の規定による市場運営協議会の委員である者は、改正後の条例第78条の規定による市場運営取引委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和3年2月12日までとする。

さいたま市条例第43号

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例
 (さいたま市市営住宅条例の一部改正)

第1条 さいたま市市営住宅条例(平成13年さいたま市条例第267号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入居手続等)</p> <p>第13条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から30日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>第14条 削除</u></p>	<p>(入居手続等)</p> <p>第13条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から30日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>本市の区域(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が特に認める他市町等の区域)に居住し、かつ、市営住宅の入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としないことができる。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>(連帯保証人の変更)</u></p> <p><u>第14条 市営住宅に入居している入居決定者(以下「入居者」という。)が連帯保証人を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、連帯保証人について次の各号のいずれかに定める事実が発生した場合に準用する。</u></p> <p>(1) <u>住所又は居所の不明</u></p> <p>(2) <u>後見開始又は保佐開始の審判</u></p> <p>(3) <u>失業その他の事由による保証能力の著しい減少又は喪失</u></p> <p>(4) <u>死亡</u></p> <p><u>3 市長は、入居者に対し、当該連帯保証人に関する前項各号に掲げる事実の有無を確認するために</u></p>

必要な限度において、報告又は書類の提出を求められることができる。

(同居の承認)

第15条 入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 [略]

(敷金)

第22条 [略]

2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡した後、これを還付する。ただし、当該入居に係る家賃若しくは第25条第1項第4号に規定する入居者の負担とする修繕費用に未納があるとき又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれを控除する。

3 [略]

(修繕費用の負担)

第24条 市営住宅及び共同施設等の修繕に要する費用（次条第1項第4号に掲げる費用を除く。）は、市の負担とする。

2・3 [略]

(入居者の費用負担義務)

第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
(1)～(3) [略]
(4) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

2～4 [略]

(家賃滞納者等に対する明渡し請求等)

第46条 [略]

2 [略]

3 市長は、公営住宅の入居者で第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居日から当

(同居の承認)

第15条 市営住宅に入居している入居決定者（以下「入居者」という。）は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 [略]

(敷金)

第22条 [略]

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡した後、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は当該入居に係る損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれを控除する。

4 [略]

(修繕費用の負担)

第24条 市営住宅及び共同施設等の修繕に要する費用（市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除く。）は、市の負担とする。

2・3 [略]

(入居者の費用負担義務)

第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
(1)～(3) [略]
(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設等の修繕に要する費用

2～4 [略]

(家賃滞納者等に対する明渡し請求等)

第46条 [略]

2 [略]

3 市長は、公営住宅の入居者で第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居日から当

該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 [略]

(管理代行者による管理)

第60条 [略]

2 前項の規定により管理代行者が公営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第13条	[略]	
[略]		
第24条第2項	[略]	
第25条第1項	市営住宅	公営住宅
[略]		

該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 [略]

(管理代行者による管理)

第60条 [略]

2 前項の規定により管理代行者が公営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第13条及び第14条第1項	[略]	
第14条第3項	市長	管理代行者
[略]		
第24条第2項	[略]	
[略]		

(さいたま市市民住宅条例の一部改正)

第2条 さいたま市市民住宅条例（平成13年さいたま市条例第268号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入居手続等)</p> <p>第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、当該承認を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p>	<p>(入居手続等)</p> <p>第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、当該承認を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居権利者と同程度以上の所得を有する者で市長が適当と認める連帯保証人が署名した請書</u></p>

<p>(2) [略] 2～5 [略]</p> <p>(敷金) 第15条 [略]</p> <p><u>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることができることを請求することができない。</u></p> <p><u>3 第1項の敷金は、入居者が市民住宅を明け渡す際に還付する。ただし、入居者について、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は当該入居に係る損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(修繕費用の負担) 第16条 市民住宅及び共同施設の修繕に要する費用（<u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除く。</u>）は、市の負担とする。</p> <p>(入居者の費用負担義務) 第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 前条において市が負担することとされているもの以外の市民住宅及び共同施設の修繕に要する費用</u></p>	<p>を提出すること。 (2) [略] 2～5 [略]</p> <p>(敷金) 第15条 [略]</p> <p><u>2 前項の敷金は、入居者が市民住宅を明け渡す際に還付する。ただし、入居者について、家賃若しくは第17条第4号に規定する入居者の負担とする修繕費用に未納があるとき又は当該入居に係る損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(修繕費用の負担) 第16条 市民住宅及び共同施設の修繕に要する費用（<u>次条第4号に掲げる費用を除く。</u>）は、市の負担とする。</p> <p>(入居者の費用負担義務) 第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(さいたま市市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、市営住宅に入居している入居決定者（以下「入居者」という。）又は入居者の地位の承継を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けることで、この条例の施行の日以後において、新たに連帯保証人を定めることを要しない。

- (1) 連帯保証人の住所又は居所が不明となったとき。
- (2) 連帯保証人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 連帯保証人が失業その他の事由による保証能力の著しい減少又は喪失する状態に陥ったとき。
- (4) 連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

さいたま市条例第44号

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成22年さいたま市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市長に対する意見等)</p> <p>第5条 <u>議会は、市長が基本構想又は基本計画を策定しようとするときは、これについて、市長に対し、意見を述べることができる。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、前項の規定により意見が述べられたときは、<u>議会に対し、当該意見に対する見解を述べる</u>ことができる。</p> <p><u>3</u> 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、市行政における基本的な計画を変更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長等に対し、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p>(市長等に対する意見等)</p> <p>第5条</p> <p>議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、市行政における基本的な計画を変更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長等に対し、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p><u>2</u> [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。